# 上里町立神保原小学校 いじめ防止基本方針 平成26年4月1日施行

#### <基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、また、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その身体及び生命に重大な危険を及ぼすものである。

本校では、全職員を挙げていじめ問題に迅速かつ組織的に対応する。そして、すべて の児童がいじめを正しく認識し、いじめを放置せず、いじめを行わず、明るく楽しい学 校生活を送れるようにする。

#### 1 いじめの定義と基本認識

(1) いじめの定義

本校では、いじめを、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である、と定義する。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、すべての 児童を対象に、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

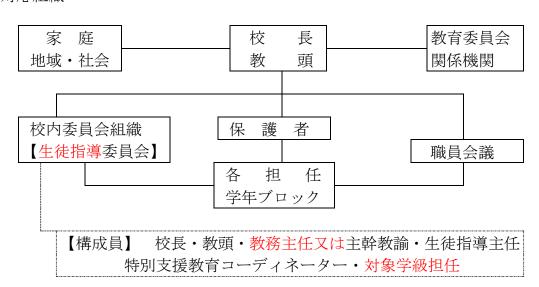
- 2 いじめと児童・学校・職員
  - (1) いじめと児童

児童は、いじめを行ってはならず、またいじめを見過ごしてもならない。

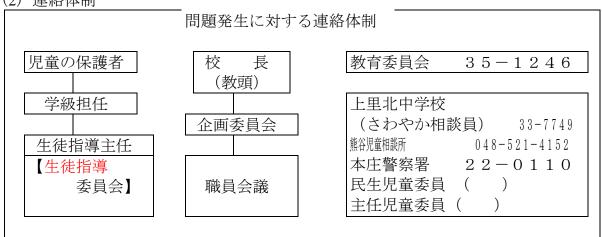
(2) いじめと学校及び職員

学校及び職員は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者・関係機関との連携を図りながら、組織を挙げていじめの防止と早期発見に努める。いじめが疑われる場合、学校は迅速かつ適切にこれに対処し、さらに再発の防止に努めなければならない。また、学校は学校に関わるすべての人に、いじめの問題に関しての理解が深められるよう、児童がお互いに尊重し合う意識や態度を育てることをめざす。

- 3 学校におけるいじめ防止等のための組織と連絡体制
  - (1) 対応組織



## (2) 連絡体制



#### 4 未然防止のための方策

(1) 学級経営の充実

信頼し、支え合う学級の雰囲気を醸成し、日常生活の諸問題の解決や、仕事の分担処理など自治的・自発的に行い態度を育て、望ましい集団の実現を図る。

(2) 楽しくわかる授業の実践

教材研究や校内研修・自己研修を充実して、楽しくわかる授業を実現し、児童に 達成感や成就感を味わわせる。

(3) 道徳教育の充実

道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。「小学道徳」や「彩の国の道徳」 を年間指導計画に位置づけ、道徳の授業の充実を図る。また、全教育課程を通して 道徳的実践を助長し、道徳的心情を培う。

(4) 全校統一「学校生活アンケート」の実施

月末の短学活に全校で「学校生活アンケート」を使って、1ヶ月の自己反省を行い、友だちに嫌なことをしなかったか、人が傷つく言葉を使わなかったかを確認する機会を設ける。

(5) 情報セキュリティーに関する職員研修の実施

ネットワークトラブルなどいじめの多様化に対応するために、情報セキュリティーに関する職員研修を行う。

#### 5 早期発見のための方策

(1) 毎日の調査

「いじめ解消率100%」をめざし、毎日の帰りの会で生活を振り返る時間を持つ。嫌なことがあった場合にはすぐに当事者や見ていた児童から事情を聞き、迅速に対応する。いじめが起こった際には、対応後、3ヶ月間の経過観察を行う。こうして「いじめ解消率100%継続」がなされるよう、全校で取り組む。

(2) 養護教諭との連携

健康観察の結果や欠席状況、保健室への来室頻度など、児童の様子に気を配り、 気になることがある時には、速やかに管理職に連絡する。

(3) 保護者との連携

年度当初保護者に依頼して、毎日学校での様子を子供から聞いてもらい、心配なことがあったら連絡帳等を利用して連絡してもらう。また、年10回実施予定の教育相談日や夏休みの個別面談を積極的に活用してもらう。担任とゆっくり話す時間を確保し、保護者と学校で子供たちがいじめにあっていないかを確かめる。

(4) 下校見守り隊との連携

下校見守り隊の方々に、下校の様子でいじめの心配があったらすぐに学校に連絡してもらうよう依頼する。情報が入った場合には、職員による臨時の下校指導を実施して対応する。

(5) スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) との連携 児童の人間関係を把握するために、SC や SSW による教室訪問を実施する。また、 必要に応じて児童や保護者の相談を受け、管理職への報告を迅速に行うと共に、職員への情報提供を行う。

# 7 早期解決の方策

(1) 毎日の調査の活用

毎日の調査の結果を受けて、その日のうちに対応する。いじめがわかった場合には、管理職に連絡し組織で対応する体制をとる。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との信頼関係を大切にし、いじめの程度により保護者も含めた話 し合いを行う。

### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - ① いじめにより、生命、心身、及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ② いじめにより、相当の期間(年間30日を目安とするが一定期間連続して欠席している場合も含む)欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- (2) 重大事態への対応
  - ① 速やかに教育委員会に連絡する。
  - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ③ 当該組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に必要な情報を適切に提供する。

(追記)

令和7年4月1日改訂